

第3章 公共事業を行う際の環境配慮指針

1 概要

本市の公共事業を環境に十分配慮しながら実施していくための行動指針として、環境に配慮すべき事項を、道路・交通や河川・水路の整備など各々の事業別に示しており、さらに、各課で実施する公共工事における環境配慮の実効性を公共工事環境配慮指針チェックリストにより評価し、実施状況の把握及び実効性の向上を図っています。

2 令和4年度実施結果

ア 対象工事数：321 工事

イ 環境配慮率

配 慮 事 項	実施設計段階			工事完了段階		
	該当 項目数	配慮 項目数	配慮率 (%)	該当 項目数	配慮 項目数	配慮率 (%)
1 公害等に関連する事項	603	603	100	563	563	100
2 資源・エネルギーの有効 利用に関連する事項	2,107	2,104	99.9	1,996	1,995	99.9
3 自然環境・アメニティに 関連する事項	6	6	100	5	5	100
合計	2,716	2,713	99.9	2,564	2,563	99.9

ウ 配慮できなかった項目

「2 資源・エネルギーの有効利用に関連する事項」

○コスト高のため、施設に省エネ型の機器の設置できなかった。

○市営住宅において、再生可能エネルギーの用途が定まっていないため、将来設置できるよう、太陽光発電設備の基礎のみ施工した。

【参考】

本指針の対象は、非対象工事を除いた本市のすべての公共事業です。

非対象工事は、設備機器取替の設備単独工事や、建築物の改修工事、公園施設補修工事（少額工事）等です。